

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準について（平成 18 年 12 月 6 日障発第 1206001 号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知）【新旧対照表】

改正後	現 行
障 発 第 1206001 号 平成 18 年 12 月 6 日	障 発 第 1206001 号 平成 18 年 12 月 6 日
一部改正 障 発 第 0402002 号 平成 19 年 4 月 2 日	一部改正 障 発 第 0402002 号 平成 19 年 4 月 2 日
一部改正 障 発 第 0331019 号 平成 20 年 3 月 31 日	一部改正 障 発 第 0331019 号 平成 20 年 3 月 31 日
一部改正 障 発 第 0331032 号 平成 21 年 3 月 31 日	一部改正 障 発 第 0331032 号 平成 21 年 3 月 31 日
一部改正 障 発 1007 第 3 号 平成 21 年 10 月 7 日	一部改正 障 発 1007 第 3 号 平成 21 年 10 月 7 日
一部改正 障 発 0601 第 4 号 平成 22 年 6 月 1 日	一部改正 障 発 0601 第 4 号 平成 22 年 6 月 1 日
一部改正 障 発 0928 第 1 号 平成 23 年 9 月 28 日	一部改正 障 発 0928 第 1 号 平成 23 年 9 月 28 日
一部改正 障 発 0330 第 5 号 平成 24 年 3 月 30 日	一部改正 障 発 0330 第 5 号 平成 24 年 3 月 30 日
一部改正 障 発 0329 第 16 号 平成 25 年 3 月 29 日	一部改正 障 発 0329 第 16 号 平成 25 年 3 月 29 日
一部改正 障 発 0930 第 1 号 平成 25 年 9 月 30 日	一部改正 障 発 0930 第 1 号 平成 25 年 9 月 30 日
一部改正 障 発 0331 第 51 号 平成 26 年 3 月 31 日	一部改正 障 発 0331 第 51 号 平成 26 年 3 月 31 日

改正後	現行
一部改正 障 発 1001 第 1 号 平成 26 年 10 月 1 日	一部改正 障 発 1001 第 1 号 平成 26 年 10 月 1 日
一部改正 障 発 1226 第 4 号 平成 26 年 12 月 26 日	一部改正 障 発 1226 第 4 号 平成 26 年 12 月 26 日
一部改正 障 発 0220 第 7 号 平成 27 年 2 月 20 日	一部改正 障 発 0220 第 7 号 平成 27 年 2 月 20 日
一部改正 障 発 0331 第 21 号 平成 27 年 3 月 31 日	一部改正 障 発 0331 第 21 号 平成 27 年 3 月 31 日
一部改正 障 発 0330 第 11 号 平成 28 年 3 月 30 日	一部改正 障 発 0330 第 11 号 平成 28 年 3 月 30 日
一部改正 障 発 0330 第 8 号 平成 29 年 3 月 30 日	一部改正 障 発 0330 第 8 号 平成 29 年 3 月 30 日
一部改正 障 発 0330 第 4 号 平成 30 年 3 月 30 日	一部改正 障 発 0330 第 4 号 平成 30 年 3 月 30 日
一部改正 障 発 0330 第 3 号 令和 3 年 3 月 30 日	一部改正 障 発 0330 第 3 号 令和 3 年 3 月 30 日
<u>一部改正</u> こ 支 障 第 97 号 障 発 0329 第 33 号 令和 6 年 3 月 29 日	<u>最終改正</u> こ 支 障 第 97 号 障 発 0329 第 33 号 令和 6 年 3 月 29 日
<u>最終改正</u> こ 支 障 第 18 号 <u>障 発 0131 第 9 号</u> <u>令和 7 年 1 月 31 日</u>	

改正後	現行
<p data-bbox="208 260 461 288">各 都道府県知事 殿</p> <p data-bbox="589 357 1122 386">厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長</p> <p data-bbox="176 501 1122 579">障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準について</p> <p data-bbox="176 646 1122 1254">障害者自立支援法（平成 17 年法律第 123 号。平成 25 年 4 月からは障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律。以下「法」という。）第 30 条第 1 項第 2 号イ及び第 43 条の規定に基づく「障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準」（平成 18 年厚生労働省令第 171 号。平成 25 年 4 月からは障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準。以下「基準」という。）については、平成 18 年 9 月 29 日厚生労働省令第 171 号をもって公布され、本年 10 月 1 日（指定共同生活介護事業所（平成 26 年 4 月 1 日からは指定共同生活援助事業所。）における個人単位での居宅介護等を利用する場合の特例については平成 19 年 4 月 1 日）から施行されたところですが、基準の趣旨及び内容は下記のとおりですので、御了知の上、貴管内市町村、関係機関等に周知徹底を図るとともに、その運用に遺憾のないようにお願いします。</p> <p data-bbox="176 1273 1122 1351">なお、平成 18 年 4 月 3 日付け障発第 0403009 号当職通知「指定障害福祉サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等について」は平成 18 年</p>	<p data-bbox="1176 260 1429 288">各 都道府県知事 殿</p> <p data-bbox="1554 357 2087 386">厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長</p> <p data-bbox="1144 501 2089 579">障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準について</p> <p data-bbox="1144 646 2089 1254">障害者自立支援法（平成 17 年法律第 123 号。平成 25 年 4 月からは障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律。以下「法」という。）第 30 条第 1 項第 2 号イ及び第 43 条の規定に基づく「障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準」（平成 18 年厚生労働省令第 171 号。平成 25 年 4 月からは障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準。以下「基準」という。）については、平成 18 年 9 月 29 日厚生労働省令第 171 号をもって公布され、本年 10 月 1 日（指定共同生活介護事業所（平成 26 年 4 月 1 日からは指定共同生活援助事業所。）における個人単位での居宅介護等を利用する場合の特例については平成 19 年 4 月 1 日）から施行されたところですが、基準の趣旨及び内容は下記のとおりですので、御了知の上、貴管内市町村、関係機関等に周知徹底を図るとともに、その運用に遺憾のないようにお願いします。</p> <p data-bbox="1144 1273 2089 1351">なお、平成 18 年 4 月 3 日付け障発第 0403009 号当職通知「指定障害福祉サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等について」は平成 18 年</p>

改正後	現行
<p>9月30日限り廃止します。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>(略)</p> <p>第三 居宅介護、重度訪問介護、同行援護及び行動援護</p> <p>1 人員に関する基準</p> <p>(略)</p> <p>(6) 指定同行援護事業所の取扱い</p> <p>① サービスを提供する者の実務経験</p> <p>サービスを提供する者に必要とされる実務経験については、業務の範囲通知のうち、視覚障害のある身体障害者若しくは障害児に関するもの、視覚障害のある身体障害者若しくは障害児の居宅介護又はこれと同等であると都道府県知事（地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の19第1項の指定都市（以下「指定都市」という。）又は同法第252条の22第1項の中核市（以下「中核市」という。）においては、指定都市又は中核市の市長。以下同じ。）が認める業務として、併せて、従事した期間は業務の範囲通知に基づいて、1年に換算して認定する。</p> <p>② サービス提供責任者の資格要件</p>	<p>9月30日限り廃止します。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>(略)</p> <p>第三 居宅介護、重度訪問介護、同行援護及び行動援護</p> <p>1 人員に関する基準</p> <p>(略)</p> <p>(6) 指定同行援護事業所の取扱い</p> <p>① サービスを提供する者の実務経験</p> <p>サービスを提供する者に必要とされる実務経験については、業務の範囲通知のうち、視覚障害のある身体障害者若しくは障害児に関するもの、視覚障害のある身体障害者若しくは障害児の居宅介護又はこれと同等であると都道府県知事（地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の19第1項の指定都市（以下「指定都市」という。）又は同法第252条の22第1項の中核市（以下「中核市」という。）においては、指定都市又は中核市の市長。以下同じ。）が認める業務として、併せて、従事した期間は業務の範囲通知に基づいて、1年に換算して認定する。</p> <p>② サービス提供責任者の資格要件</p>

改正後	現行
<p>指定同行援護事業所のサービス提供責任者は、次のア及びイの要件を満たすもの又は厚生労働大臣が定める者（平成18年厚生労働省告示第556号）第十号介護給付費等単位数表第10の1の注2の2の厚生労働大臣が定める厚生労働省組織規則（平成13年厚生労働省令第1号）第625条に規定する国立障害者リハビリテーションセンター学院に置かれる視覚障害学科（国立障害者リハビリテーションセンター学院養成訓練規定（昭和55年厚生省告示第四号）第4条第1項に規定する視覚障害学科をいう。）の教科を修了した者又はこれに準ずる視覚障害者の生活訓練を専門とする技術者の養成を行う研修を修了した者</p> <p>ア （2）の②のアからエ<u>まで</u>、<u>居宅介護職員初任者研修の課程を修了した者であって3年以上介護等の業務に従事した者</u> <u>又は同行援護従業者養成研修一般課程を修了した者であって3年以上視覚障害者の介護等の業務に従事した者</u></p> <p><u>なお、「3年以上視覚障害者の介護等の業務に従事した者」の実務経験については、業務の範囲通知のうち、視覚障害のある身体障害者若しくは障害児に関するもの、視覚障害のある身体障害者若しくは障害児の居宅介護又はこれと同等であると都道府県知事が認める業務として、併せて、従事した期間は業務の範囲通知に基づいて3年に換算して認定するものとする。</u></p> <p>イ <u>同行援護従業者養成研修応用課程（以下「応用課程」という。）を修了した者（相当する研修課程修了者を含む。なお、同行援護従業者養成研修一般課程を修了した者であって3年以上視覚障害者の介護等の業務に従事した者については、令和7年4月1日以降</u></p>	<p>指定同行援護事業所のサービス提供責任者は、次のア及びイの要件を満たすもの又は厚生労働大臣が定める者（平成18年厚生労働省告示第556号）第十号介護給付費等単位数表第10の1の注2の2の厚生労働大臣が定める厚生労働省組織規則（平成13年厚生労働省令第1号）第625条に規定する国立障害者リハビリテーションセンター学院に置かれる視覚障害学科（国立障害者リハビリテーションセンター学院養成訓練規定（昭和55年厚生省告示第四号）第4条第1項に規定する視覚障害学科をいう。）の教科を修了した者又はこれに準ずる視覚障害者の生活訓練を専門とする技術者の養成を行う研修を修了した者</p> <p>ア （2）の②のアからエ<u>まで</u> <u>又は</u>居宅介護職員初任者研修の課程を修了した者であって3年以上介護等の業務に従事した者 <u>のいずれかの要件に該当するもの</u></p> <p>イ 同行援護従業者養成研修応用課程を修了した者（相当する研修課程修了者を含む。）</p>

改正後	現 行
<p><u>に行われる応用課程を修了した者とする。)</u></p> <p>なお、看護師等の資格を有する者については、1級課程の全科目を免除することが可能とされていたことから、1級課程を修了したものとして取り扱って差し支えない。また、居宅介護職員初任者研修課程を修了したとされた看護師等については、3年以上の実務経験は要件としないこと。</p> <p>この場合において、(5)の③の留意点についても、留意すること。</p> <p>(略)</p>	<p>なお、看護師等の資格を有する者については、1級課程の全科目を免除することが可能とされていたことから、1級課程を修了したものとして取り扱って差し支えない。また、居宅介護職員初任者研修課程を修了したとされた看護師等については、3年以上の実務経験は要件としないこと。</p> <p>この場合において、(5)の③の留意点についても、留意すること。</p> <p>(略)</p>